

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

3 監査の対象

原則として、総務部（総務課・検査室、危機管理課、財政課、税務課及び収納課）に係る令和7年度（令和8年1月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和8年2月25日から同年4月28日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 総務課に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、行政財産目的外

使用料（市役所庁舎内喫茶室、食堂厨房光熱水費負担分）について、調定を決議することなく、令和7年10月31日に納入の通知をしていた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (イ) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 of 収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条及び第5条）。同課は、情報公開及び個人情報開示請求に係る複写料実費負担分（請求者への写しの交付に係るもののうち公開・開示決定の際に確定するもの及び郵送料）について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

この点、納入を通知した後に調定を決議している理由を尋ねたところ、同複写料実費負担分には、予算上同じ科目で受け入れる、性質が異なるもの（公開・開示決定後、請求者が対象文書を閲覧し、その場で写しの交付を新たに希望した場合の、同者への写しの交付に係るもの）があるため、併せて事後に調定することとしていたからとのことだった。事前に調定すべきものを事後調定することは適切ではなく、同じ科目であっても性質が異なるのであれば、それぞれ適切な時期に調定すべきである。

適時適切に調定を決議されたい。

- (ウ) 会計規則第4条第1項の規定により、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目（以下「歳入科目」という。）ごとに調定決議書により決議しなければならない。この場合において、歳入科目が同一であって、同時に2人以上の納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内訳を明らかにして当該調定の合計額をもって調定することができる。また、会計規則第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。

しかしながら、書類・図書等複写料（同時に2人以上の納入義務者に係る調定をするもの）については、その内訳を明らかにしないまま納入義務者全員に係る歳入の合計額のみをもって調定を決議していた。当該収入は、コイン式コピー機による収入で、利用者は不特定多数であり、かつ逐次的な利用者把握が困難なものである。このような収入について、内訳など根拠を明らかにしない調定の方法は、収入の正当性を客観的に証明できない、チェック機能が働かず事務処理が適正に行われているかの検証ができないなど、内部統制上の問題が

ある。調定決議書には根拠資料としてコイン式コピー機の集計データ（カウンタ値）を添付するなど、調定根拠を明確化されたい。

また、公文書複写料については、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しないまま調定を決議していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (エ) 政令第154条第3項により、納入通知書を用いて納入を通知する場合は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載してこれをしなければならない。しかしながら、同課は、公文書複写料のうち納入通知書を用いて納入を通知しているものについて、納入通知書に納期限を記載しないまま通知していた。

また、会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。しかしながら、同課は、同複写料のうち簡易な方法により納入の通知をしているものについて、納入義務者に対して、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (カ) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、選挙資材配布及び回収業務委託（令和7年7月4日契約締結分及び令和8年1月23日契約締結分）において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

- (ク) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約規則第32条第3号）は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、「参議院議員通常選挙公報配布業務」及び「参議院議員通常選挙におけるあさび一号への啓発広告の作成及び掲載業務」について、契約の相手方が

尾張旭市入札参加資格者名簿（同号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

なお、同課における契約保証金の免除については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

- (キ) 衆議院議員総選挙等公報配布業務委託について、契約締結伺いでは「尾張旭市業務委託契約約款」を添付していたにもかかわらず、実際の契約では添付していなかった。

また、令和7年国勢調査調査区要図等作成業務委託（令和7年5月14日契約締結）の契約書には、令和4年4月1日に一部改正される前の「尾張旭市設計業務等委託契約約款」（令和2年4月1日一部改正時のもの）を、参議院議員通常選挙電算事務委託及び参議院議員通常選挙当日投票受付システム運用業務委託（それぞれ令和7年5月23日契約締結）の契約書には、令和5年4月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（平成28年1月策定のもの）を、衆議院議員総選挙電算事務委託及び衆議院議員総選挙当日投票受付システム運用業務委託（それぞれ令和8年1月16日契約締結）の契約書には、令和7年6月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（平成28年1月策定のもの）をそれぞれ添付していた。

さらに、第27回参議院議員通常選挙における投票用紙分類機等調整等業務（令和7年5月27日契約締結）の契約書には、令和7年6月1日に一部改正された後の「尾張旭市業務委託契約約款」（同日以降の契約締結分から適用するとされたもの）を添付していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ク) 参議院議員通常選挙公報配布業務の施行伺い（契約金額448,800円）では、契約規則第32条第3号（政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。

これを受け、契約の相手方に同課が作成した請書の様式を渡した上で、記名押印させて同書の提出を受けていたが、同書には、契約規則第32条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により契約保

証金を免除する旨記載されていた。

この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとするのは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

- (ケ) 参議院議員通常選挙における瑞鳳西投票区投票所用空調設備借用業務において、見積書提出依頼の際、期限を令和7年7月15日とし、期限までに提出がない場合は辞退したものとみなすとしているにもかかわらず、同月19日に提出した者と契約を締結していた。

また、見積書提出依頼の際は、業務期間を令和7年7月18日から令和7年7月21日までとしていたにもかかわらず、契約書に記載の委託期間は令和7年7月16日から令和7年7月21日までとしていた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (ア) 投票所内マット設置等委託業務について、仕様書には「業務完了後速やかに、各設置箇所の現場写真及び完了届を提出すること」と記載している。しかしながら、各設置箇所の現場写真の提出を受けないまま、令和8年2月10日に完了届を受領し、同日付けで完了検査の結果を合格として請負業者に通知していた。なお、業務報告記録写真（各設置箇所の現場写真）を受領したのは、同月13日であった。

事務処理を適切に実施されたい。

- (イ) 令和7年度尾張旭市役所庁舎等管理業務（一者随契）においては、見積徴取業者の単価表をもとに予定額を積算していたが、同表によると大工仕事（平日）は1時間当たり1,520円（税込）であるにもかかわらず、設計書の単価書には「土木作業180時間×1,520円」とした上、総括表では消費税相当額を加えて積算していた。このことにより、設計金額を2,992,000円（正しくは、2,961,200円）としてしまい、30,800円の過大設計となっていた。

また、市役所北庁舎4階空調機修繕においては、仕様書の取替部品一覧には「圧縮機用防振ゴム1式」及び「圧縮機取付ボルト組立品3個」としているにもかかわらず、設計書には「圧縮機用防振ゴム2,200円×3式＝6,600円」及び「圧縮機取付ボルト組立品1,500円×1個＝1,500円」で積算していた。このことにより、設計金額を685,300円（正しくは、683,100円）としてしまい、2,200円の過大設計となっていた。

設計事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 市役所庁舎防犯カメラ用録画機HDMIエクステンダー取替修繕について、見積依頼時に添付していた仕様書と内容の異なるものを契約伺い時に添付し、伺っていた。この点、内容が異なる理由を尋ねたところ、違う修繕の仕様書を添付していたとのことだった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 物品管理者（各課等の長）は、物品をその属する区分の目的に従って、適正かつ効率的に管理しなければならない（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第8条）。「郵便切手等金券類の管理について（平成26年9月16日付け26契号外・26会号外 総務部長・会計管理者連名通知）」により、物品管理者（各課等の長）は、郵便切手等金券類について、毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受払簿に確認印を押印するなど、管理を徹底するものとされている。

そこで、同課が、郵便切手等に係る出納簿を備え付けていたので、確認したところ、出納簿には、月末における物品管理者及び物品取扱員（各課等の庶務担当係長）の確認欄があるにもかかわらず、物品管理者、物品取扱員とも確認していなかった。

金券类等取扱事務を適切に実施されたい。

(2) 危機管理課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 尾張旭市総合防災訓練使用動画制作放送業務の契約書には、「3業務の内容別添仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書を添付していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 防災業務支援サービス委託業務の契約について、契約締結伺いではサービス仕様書を添付していなかったにもかかわらず、実際の契約では添付していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

- (ア) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、ドローン操縦研修業務委託において、代表者名及び代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。

しかしながら、同課は、尾張旭市中央防災倉庫新築工事（制限付き一般競争入札）及び中央防災倉庫棚設置工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(3) 財政課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

令和6年度の尾張旭市施設管理協会負担金返納金の収入手続を確認したところ、本来、同年度の歳入とすべきものを、令和7年度の歳入としていた。すなわち、同課は、同返納金について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、調定を決議することのないまま、令和6年度中である令和7年3月31日付けで納入の通知（返納期限は同年5月30日）をしたが、市が当該収入の納入を認識したのが、令和6年度の出納閉鎖後である令和7年6月3日であったことから令和7年度の歳入とし、収入後に調定を決議していたものである。この点、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（政令第142条第1項第2号）ことに照らすと、令和6年度中に納入を通知した当該収入は同年度の歳入とすべきであった。また、この処理によって、現年度の調定に係る歳入について当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理されたものを除く。）があるときは、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない（会計規則第22条第1項及び第3項）ところ、そもそも令和6年度の歳入として調定していなかったことから、同年度の未収入金として令和7年度に繰り越すこともしていなかった。

歳入の会計年度所属区分を間違えないようにされたい。

なお、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書（政令第166条第2項）には、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、令和6年度における市の現年度分の未収入金が、市の決算（法第233条）に反映されないこととなってしまう、その正確性が損なわれるものである。

決算処理を正確にされたい。

さらに、歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 of 収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。そもそも、同課は、同返納金について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものとの取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けており、この点も不適切である。

適時適切に調定を決議されたい。

イ 注意すべきもの

契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、令和7年度液化石油ガス（プロパンガス）の単価契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

(4) 税務課に係るもの

是正改善すべきもの

(ア) 個人の住民税は、市の処分により税額が確定する賦課課税方式となっており、調定（法第231条）の上、文書による納税の告知（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項）をするものである。

同課は、市県民税過年度分について、調定を決議（令和7年4月2日）するより前に、納税通知書を送付（同月1日）してしまっていた。

この点、個人の住民税の賦課における調定は、市が住民に対して公的に債権を確定させ徴収権を行使するための法的な意思決定という重要な意味を持っていること、納税通知書は調定された内容を住民に知らせるものであることから、調定を決議することなく納税通知書を送付するのは、著しく不適切である。

税を適切に賦課されたい。

(イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

しかしながら、電子申請郵便料受入金について、令和7年4月に納入の通知をしていたが、調定を決議したのはその後日である同年5月16日であった。

また、納税通知書送付用封筒広告掲載料についても、調定を決議することなく、令和7年10月23日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、令和8年2月に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(ウ) 令和7年度電子申告・国税連携システム保守委託（令和7年4月1日契約締結）の契約条項について、契約締結を何う際の契約書案には記載されていなかった条項が、実際の契約書には追加されていた。

また、令和7年度電子申告・国税連携システム保守委託（令和7年12月26日契約締結）について、契約締結を何う際の請書案に「尾張旭市業務委託契約約款」及び「特定個人情報取扱特記事項」を添付していないにもかかわらず

ず、実際の請書には添付していた。なお、添付していた「尾張旭市業務委託契約約款」は、令和7年6月1日に一部改正される前のもの（令和4年4月1日一部改正時のもの）であった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、令和7年度電子申告・国税連携システムASP・APP使用許諾の契約書には、同項第6号から第11号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）を記載していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (カ) 固定資産税実地調査委託業務の契約締結伺いでは、契約規則第32条第3号（政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約規則第32条第8号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき）により契約保証金を免除していた。

この点、契約締結伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、契約の相手方が適用しようとする同条各号に該当するかの検討がないにもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

- (キ) 会計規則第36条により、委託料について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされている（単価契約及び1件の金額が50万円以下の支出負担行為で支出負担行為兼支出命令書によるものを除く。）。

しかしながら、固定資産税（家屋）評価支援業務委託（総価契約、契約額583,000円）について、支出負担行為を決議しないまま、令和8年1月19日付けで契約を締結していた。

会計事務を適切に実施されたい。

(5) 収納課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (7) 会計規則第22条によれば、未収入金の繰越しは、現年度の調定に係る歳入

について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったものがある場合は6月1日に、前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済みとならなかったものがある場合は4月1日に、それぞれ調定の処理に準じて整理しなければならない。

同課は、令和6年度市税現年課税分の収入未済分の調定（6月1日に整理しなければならないもの）を令和7年6月30日に、令和6年度市税滞納繰越分の収入未済分の調定（4月1日に整理しなければならないもの）を令和7年5月8日に、それぞれ行っていた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、電子申請郵便料受入金について、調定を決議することなく、令和7年5月1日に納入の通知をし、同年6月4日に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (ウ) 同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、手提げ金庫の中に、出納簿で管理していない収入印紙（200円×5枚。共同公売用と記載した封筒で保管。）が存在していた。同課に確認したところ、その存在を認知していなかった。このことは、金券類の管理体制に重大な不備があることを示しているといえる。

金券類取扱事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

同課における令和7年2月から令和8年1月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、令和7年3月にレターパックプラス（600円）を50枚、350円切手を100枚、16円切手を200枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和6年度には一部しか使用せず、購入枚数以上、ないし、同枚数（レターパックプラス50枚、350円切手132枚、16円切手200枚）を令和7年度に繰り越していた。

また、140円切手、94円切手、84円切手、26円切手、10円切手及び1円切手は新たに受け入れてはなかったものの、使用数に比べて過年度から繰り越している在庫数が多い状況であった。これは、かつて、使用予定枚数に比して、過大な枚数を購入し、受け入れたことによるものであった。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

【令和7年2月～令和8年1月の郵便切手等金券類の状況】

額	令和7年2月当初における繰越枚数	令和7年2月から令和8年1月までの間の使用枚数	令和8年1月末時点での残数
140円	262	1	261
94円	337	89	248
84円	290	86	204
26円	286	95	191
10円	344	42	302
1円	170	0	170

7 意見

監査の結果は6のとおりであるが、同結果に基づいて、本市の組織及び運営の合理化又は改善に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見を付す。

総務課に係るもの

政令第167条の16の規定により、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないが、契約規則第32条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

この契約保証金の免除について、尾張旭市監査委員は、令和7年度の定例監査において、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿（同条第3号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず同号に該当する契約であるとして契約保証金を免除していた事例、契約制度所管課である総務課の明示の解釈からすれば「契約金額が少額」であるとはいえない契約について同条第6号を適用して契約保証金を免除していた事例、何ら理由を示して伺うことのないまま契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして同条第8号の規定により契約保証金を免除としていた事例、施行伺いの際の契約書案と実際の契約書で同条の適用号が異なっていた事例など、不適切なものを数多く検出した。

これらは、いずれも、契約担当者が同条各号の規定を吟味せず安易に適用しているだけでなく、そもそも、契約保証金の取扱いについて理解していない、あるいは意識していないことから生じている場合も多いと考えられる。

ここで、契約保証金は、地方公共団体が締結する契約の相手方の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であって、将来契約の相手方が契約上の義務を履行しないことにより地方公共団体が損害を被った場合、当該損害の賠償に充てるべき金額を予納させる性格のものであるとされている。よって、契約上の義務の履行

を確保するためには、市として契約の相手方から契約保証金を徴することが原則であり、これを免除する場合は、契約規則の規定に則して慎重になされなければならないものである。

については、契約制度の所管課である総務課にあつては、監査で検出された事例も参考に、今後は、同条の規定の内容はもちろんのこと、契約保証金の取扱いについても、職員が正しく理解できるよう、通知、研修等による庁内への実効的な周知について検討されたい。

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

3 監査の対象

原則として、議会事務局に係る令和7年度（令和8年1月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和8年2月25日から同年4月28日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続について重点的にその状況を確認した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、この点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第1号に規定するものをいう。）

尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第8条によれば、歳入の調定をしたときは、定期に属するもの及び契約によるもの以外のものは、調定後10日以内に納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式）により納入義務者に通知しなければならない。同課は、行政視察受入金について、令和8年1月14日に調定しているにもかかわらず、同月27日に納入義務者に通知していた。

適時適切に調定を決議されたい。